# 百華苑短期入所サービスご利用料金について(R6.8~)

短期入所サービスは、利用する居室タイプによって料金が変わってきます。 料金の内訳は 介護保険自己負担額 居室料 食費となります。 本人や世帯収入・所得に応じて賃料・食費(4段階に分かれます。裏面の 参照) が軽減される場合があります。

### 百華苑短期入所サービス利用料金について

## ( )従来型個室(1日計算)

		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護保険自己負担額		485 <b>円</b>	595 <b>円</b>	664円	733円	806円	876円	945 <b>円</b>
居室料		・第1段階 380円/日				・第2段階	480円/日	
		•第3段階 880円/日				•第4段階	1231円/日	
食費		・第1段階 300円/日			•第2段階	600円/日		
		・第3段階(1) 1000円/日				・第3段階(2) 1300円/日		
		・第4 <b>段階</b> 1445 <b>円</b> /日			(朝食353円 昼食546円 夕食546円)			
合計 1 <b>割負担</b>	第1段階	1,165円	1,275円	1,344円	1,413円	1,486円	1,556円	1,625円
	第2段階	1,565 <b>円</b>	1,675 <b>円</b>	1,744円	1,813円	1,886円	1,956 <b>円</b>	2,025 <b>円</b>
	<b>第</b> 3段階(1)	2,365 <b>円</b>	2,475 <b>円</b>	2,544円	2,613円	2,686円	2,756 <b>円</b>	2,825円
	第3段階(2)	2,665 <b>円</b>	2,775 <b>円</b>	2,844円	2,913円	2,986円	3,056 <b>円</b>	3,125 <b>円</b>
	第4段階	3,161円	3,271 <b>円</b>	3,340円	3,409円	3,482円	3,552 <b>円</b>	3,621円
2 <b>割負担</b>		3,646円	3,866円	4,004円	4,142円	4,288円	4,428円	4,566円
3 <b>割負担</b>		4,131円	4,461円	4,668円	4,875円	5,094円	5,304円	5,511円

## ( )多床室(1日計算)

		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	
介護保険自己負担額		485 <b>円</b>	595 <b>円</b>	664円	733円	806円	876円	945 <b>円</b>	
居室料		・第1段階 0円/日				・第2段階	430円/日		
		・ <b>第</b> 3	円/日		・第4段階	915 <b>円</b> /日			
食費		・第1段階 300円/日				・第2段階	600円/日		
		・ <b>第</b> 3	段階(1) 1000	四月/日		・第3段階(2) 1300円/日			
		・第4 <b>段階</b> 1445 <b>円</b> /日			(朝食353円 昼食546円 夕食546円)				
合計 1 <b>割負担</b>	第1段階	785円	895円	964円	1,033円	1,106円	1,176円	1,245円	
	第2段階	1,515 <b>円</b>	1,625 <b>円</b>	1,694円	1,763円	1,836 <b>円</b>	1,906円	1,975 <b>円</b>	
	<b>第</b> 3段階( <b>1</b> )	1,915 <b>円</b>	2,025 <b>円</b>	2,094円	2,163円	2,236円	2,306円	2,375 <b>円</b>	
	<b>第</b> 3段階(2)	2,215 <b>円</b>	2,325 <b>円</b>	2,394円	2,463円	2,536円	2,606円	2,675 <b>円</b>	
	第4段階	2,845円	2,955 <b>円</b>	3,024円	3,093円	3,166 <b>円</b>	3,236円	3,305 <b>円</b>	
2 <b>割負担</b>		3,330円	3,550円	3,688円	3,826円	3,972円	4,112円	4,250円	
3 <b>割負担</b>		3,815円	4,145 <b>円</b>	4,352円	4,559円	4,778円	4,988円	5,195 <b>円</b>	

#### 賃料・食費の区分要件について

第1段階対象の方 生活保護受給者及び世帯全員が市町村民税非課税者で老齢福祉年金受給者

であること。

第2段階対象の方 世帯全員が市町村民税非課税者で年金収入額と所得金額の合計が80万円

以下かつ預貯金が単身で650万円、夫婦で1650万円以下の方。

第3段階(1)対象の方 世帯全員が市町村民税非課税者で年金収入額と所得金額の合計が80万円超

120万円以下かつ預貯金が単身で550万円、夫婦で1550万円以下の方。

第3段階(2)対象の方 世帯全員が市町村民税非課税者で年金収入額と所得金額の合計が120万円

超かつ預貯金が単身で500万円、夫婦で1500万円以下の方。

第4段階対象の方 上記以外の方。

#### その他の加算について

送迎のご利用があった場合は、片道184単位、往復で368単位加算されます。 医師の指示で食事制限がある方に関しては、特別食を提供します。その際1食につき 8単位加算されます。

胃瘻、褥瘡の処置等がある方に関しては、1日につき58単位加算されます。 準入所の方で歯科往診を受ける方は1か月につき50単位加算されます。 介護職員等処遇改善加算として所定単位×14%が加算されます。

ご不明な点、もしくは詳しい内容につきましては、百華苑窓口にお問い合わせください。